

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休みのときは、翌日)

目次

- ◇ 告 示 保険医療機関等の指定(保険課)
土地改良区の定款の変更の認可(農村整備課)
保安林の指定の解除予定(四件)(造林課)
- ◇ 教委告示 定例教育委員会の招集(総務課)
- ◇ 公 告 家畜商講習会の開催(畜産課)

告 示

鳥取県告示第千二十五号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第

二条の規定により告示する。

平成元年十月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
林原皮膚科泌尿器科医院	米子市博労町四丁目三六〇	平成元年九月十六日
君野歯科医院	鳥取市田園町三丁目一〇五	"
野坂歯科医院	米子市福市一七二五一	"
清水薬局	米子市奥谷九三五十二	"
井田歯科診療所	境港市上道町一九八七	平成元年九月十七日
中村歯科クリニック	鳥取市戎町四五三	平成元年九月十八日
岡田医院	東伯郡東伯町大字丸尾八一	平成元年九月十六日
Aコープ東伯薬局	東伯郡東伯町大字徳万五五八一	"
野田外科医院	倉吉市堺町三丁目七三一	平成元年十月一日
渡部外科医院	境港市上道町一九九〇一二	"
上村歯科医院	鳥取市弥生町一三四	"

秋山齒科医院	鳥取市瓦町七〇一	"
永美齒科医院	岩美郡岩美町大字浦富一七一 八一二	"
わくしま内科医 院	鳥取市松並町一丁目二二八	平成元年九月十八日
有限会社すずき 薬局	鳥取市松並町一丁目一四〇一 三	"
野口齒科医院	米子市旗ヶ崎五四五―一八	平成元年九月十一日

鳥取県告示第千二十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、松尾溜池土地改良区の定款の変更を平成元年十月十九日認可したので、同第三項の規定により告示する。

平成元年十月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第千二十七号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成元年十月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字田代字眞山六七五の一二・七四一の一・七四三の一（以上三筆国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第千二十八号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成元年十月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字穴鴨字余川谷一二九六の一八（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第千二十九号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成元年十月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡赤碕町大字笹津字牧戸四七八・四八〇の二・字浜一九二の二(以上三筆国有林。)

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

河川管理施設用地とするため

鳥取県告示第千三十号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成元年十月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡赤碕町大字山川字ス、ケ畑西平八〇一の二(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

農道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び赤碕町役場に備え置いて縦覧に供する。)

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十八号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成元年十月二十日

鳥取県教育委員会委員長 森 田 隆 朝

- 一 日時 平成元年十月二十三日(月)午後一時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県教育委員会役員室
- 三 議題
 - 1 市町村教育委員会教育長の承認について
 - 2 その他

公 告

家畜商法(昭和24年法律第208号)第3条第2項第1号に規定する講習会を次のとおり開催する。

平成元年10月20日

鳥取県知事 西 尾 忠 次

- 1 開催日時 平成元年11月27日(月)及び28日(火)9時から17時まで
- 2 開催場所 倉吉市東蔵城町2 鳥取県中部総合事務所第8会議室
- 3 講習の科目及び時間

家畜の取引に関する法令 4時間

家畜の品種及び特徴 4時間

家畜の悪癖、機能障害及び疾病 6時間

4 受講申込方法

所定の家畜商講習会受講申込書に、写真(受講申込書提出前6月以内に撮影した縦3.5センチメートル、横2.5センチメートル、無帽、正面、上半身像のもの)及び講習会受講手数料として3,210円に相当する額の鳥取県収入証紙をはり付け、平成元年11月13日(月)までに所轄地方農林振興局長を経由して知事に提出すること。